

令和 8 年度 事業計画書

基本理念

みんなで手を取り合い 笑顔で暮らせるまち あかいわ

基本方針

近年の福祉を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少が急速に進行し、核家族化やひとり暮らし高齢者の増加などの家族形態の変容、物価高騰による経済的困窮、社会的孤立や孤独死など地域の繋がり希薄化によるコミュニティの脆弱化が危惧され、年々激甚化する大規模自然災害への活動も含め、地域から生まれる様々な生活課題、ニーズは多様化・複雑化しています。

このような状況から、従来の制度や法の枠組みのなかでは、十分に対応できない制度の狭間への取り組みなど、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが従前より進められ、制度・分野ごとの垣根を超えた、地域を基盤とする包括的支援体制の強化が求められており、社会福祉協議会を取り巻く環境、求められる役割や期待も大きく変化してきています。

本会においても、地域福祉を推進する中核的な団体として「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に生活課題を解決できる組織づくりを進めるとともに、具体的に取り組む事業を、関係機関等と連携・協働し、地域の課題解決に向けて取り組むことが重要であると捉えており、この度、令和 8 年度から令和 10 年度までの 3 年間の計画期間とする「第 5 次地域福祉活動計画」及び「第 4 次社協発展・強化計画」を策定しました。

令和 8 年度は、両計画、事業の方向性に基づき、関係機関等と連携を図りながら単年度事業を次のとおり展開してまいります。

重点目標及び事業概要

I. 地域福祉課

- ① 地域の絆を一層深め、住民が主体的に生活課題を解決できる組織・体制づくりを促進します。
- ② 各地区や地区社協との連携・協働のもと、地域の誰もが気軽に集えるふれあい・交流の場づくりを進めます。
- ③ 生涯を通じた福祉学習の機会を提供するとともに、幅広い世代が地域の福祉活動に参加できる仕組みづくりに取り組みます。

1. 地域福祉推進事業

困った時に助け合える地域づくりを目指し、福祉推進員を中心とした小地域福祉活動の推進基盤を整えるとともに、区・町内会単位では解決できない課題に対し、住民同士が解決に向けて話し合い、地域ぐるみで活動する地区社協の活動支援を強化する。

(1) 地区社協設置促進事業

ア. 福祉活動情報交換会

【市補助対象事業（一部）】

イ. 地区社協説明会

【市補助対象事業（一部）】

ウ. 設立準備会の開催支援

【市補助対象事業（一部）】

(2) 地区社協活動支援事業

重点

ア. 活動支援

イ. 地区社協代表者会議

ウ. 地区社協交流会

エ. 地区社協助成金の交付

【市補助対象事業（一部）】

(3) 福祉推進員活動支援事業

ア. 福祉推進員の設置

イ. 新任者研修

ウ. 福祉推進員民生委員交流会

エ. 福祉推進員連絡会

(4) ふれあい見守りネットワーク活動支援事業

ア. ご近所見守りネットワーク活動支援

イ. ふれあい・いきいきサロン設置促進

ウ. 活動助成金の交付

【市補助対象事業（一部）】

エ. 今後の推進策に向けたアンケート実施

(5) 障がい者ふれあい事業

ア. 障がい者団体ふれあい活動支援

イ. 障がい者作品展

(6) 子どもの居場所応援事業

ア. 子どもの居場所づくり及び活動支援

イ. 学習サポーター派遣事業

ウ. 子どもの居場所活動団体交流会

2. 生活支援コーディネーター事業

生活支援コーディネーターを配置し、通いの場の創出やボランティアの育成等、互助を基本とした地域の支え合いの体制づくりの充実強化を図る。

(1) 生活支援コーディネーター事業

【市受託事業】

- ア. 地域ニーズと社会資源の把握
- イ. 第2層協議体の設置促進及び運営支援
- ウ. 第1層協議体への参画
- エ. 住民への働きかけ及び啓発活動（支え合いの地域づくりフォーラム）
- オ. 生活支援の担い手の養成やサービスの開発（新たな通いの場の設置、住民主体による生活支援サービスの創出）
- カ. 地域ニーズとサービスのマッチング
- キ. コーディネーター間・関係機関との連携（多機関との情報交換会）

3. ボランティアセンター事業

ボランティア活動の活性化を図るため、次世代を担うボランティアを育成するとともに、活動に関する相談体制や情報提供を行う。

災害発生時に地域住民やボランティア、関係機関・団体の連携が円滑に図れるよう、平時から地域で取り組む見守り・支え合い活動を通じて防災意識の向上や災害時要配慮者支援体制の構築を目指す。

(1) ボランティアセンター事業

- ア. 運営委員会・連絡会
- イ. ボランティア情報の広報・啓発
- ウ. 登録ボランティアの活動支援
- エ. 次世代ボランティア育成

(2) 災害時要配慮者支援のネットワークづくり

- ア. ボランティアセンター運営委員会・災害部会
- イ. 災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ウ. 防災を考える情報交換会（新）

4. 福祉教育推進事業

当事者やボランティア、福祉施設関係者等との連携・協働のもと、生涯を通じた福祉学習の機会を提供する。また、学校教育関係者の参画を得て、学齢における効果的な福祉教育について検討を行う。

(1) 福祉体験事業

- ア. 出前福祉講座
- イ. 地域講師派遣事業の協働実施
- ウ. 夏のボランティア体験事業

(2) 福祉教育の推進

- ア. 福祉教育連絡会
- イ. 福祉教育指導者の確保

重点

5. 在宅福祉サービス事業

在宅福祉の増進または地域福祉活動の推進を図るため、貸出事業等の利用促進を図る。

- (1) 貸出事業
 - ア. 介護機器貸出事業
 - イ. 物品貸出事業
 - ウ. 車両貸出サービス事業
 - エ. チャイルドシート等貸出事業
- (2) 介護用品・育児用品リサイクル事業

6. その他福祉活動

社協活動について住民の理解が得られるように地域へ出向いて説明を行い、地域福祉活動推進に必要な財源である社協会費の拡大を目指す。また、関係機関との連携を図りながら、福祉活動の充実を図る。

- (1) 第5次地域福祉活動計画の公表及び周知
- (2) 社協会員の加入促進
 - ア. 会員募集やPR活動の強化
 - イ. 区・町内会会議への出席
- (3) 地域活動支援センター「ももっこ作業所」の運営
 - ア. 利用者送迎の実施
 - イ. 情報交換会の開催
- (4) 赤磐市民生委員児童委員協議会との連携
- (5) 福祉団体への活動支援
 - ア. 赤磐市身体障害者福祉連合会
 - 赤坂地区身体障害者福祉協会
 - 熊山地区身体障害者福祉協会
 - 吉井地区身体障害者福祉協会
 - イ. 赤磐市遺族連合会
 - 山陽地区遺族会
 - 赤坂地区遺族会
 - 熊山地区遺族会
 - 吉井地区遺族会
 - ウ. 赤磐市手をつなぐ親の会
- (6) 赤い羽根共同募金運動の協力
 - ア. 広報紙「赤い羽根共同募金」の発行
 - イ. 募金活動（個別募金、法人募金、街頭募金等）
 - ウ. 赤磐市共同募金委員会の開催

【市受託事業】



II. 生活支援課

- ① 包括的な相談支援の充実を図るため、相談窓口の体制強化を図るとともに、多機関連携の仕組みづくりに取り組みます。
- ② 市民や多様な関係者との連携・協働のもと、新たな生活課題の解決に向けてセーフティネットの仕組みづくりに取り組みます。
- ③ 福祉サービス利用者の権利擁護体制の充実に向けて、日常生活自立支援事業の実施体制の強化を図ります。

1. 総合相談支援事業

経済的困窮や社会的孤立など多様化・深刻化する生活課題を受け止め、その解決に向けた取り組みを強化するため、住民が主体的に地域課題を把握して解決につなげる体制を基盤とし、広域圏域での包括的な相談支援体制の充実を図る。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業（赤磐市くらし・しごと応援センターあすてらす）【市受託事業】

- ア. 自立相談支援事業
- イ. 家計改善支援事業
- ウ. 被保護者就労支援事業
- エ. 家計専門相談の実施
- オ. 自立支援ネットワーク連絡会議の開催
- カ. 支援調整会議（稼働能力判定会議）の開催
- キ. 生活困窮者自立支援セミナーの開催
- ク. 家計改善支援セミナーの開催
- ケ. あすてらす通信の発行
- コ. 生活困窮者支援スーパーバイザー設置事業
- サ. 顧問弁護士設置事業

(2) 生活困窮者緊急一時支援事業

- ア. 食料支援事業
- イ. フードドライブポスト設置促進事業
- ウ. くらしサポート事業の協働実施
- エ. 日用品等支援事業
- オ. おうち片づけ応援事業
- カ. おうち片づけサポート事業の協働実施
- キ. 緊急援護資金貸付事業

(3) 居住支援事業

- ア. 利用相談及びサービス提供の実施
- イ. 居住支援団体等情報交換会（居住支援検討会）の開催

重点

(4) 赤磐くらし・しごと応援団サポーター活動

- ア. サポーター募集活動の実施
- イ. 協力事業者ステッカーの作成・配布

(5) 重層的支援体制整備事業調査研究事業

- ア. 相談機関連絡会の開催
- イ. 高齢者・障がい者何でも相談会の開催（新）
- ウ. 相談窓口ご案内チラシの作成・配布
- エ. 相談窓口の体制及び機能強化に向けた検討

重点

(6) 若者・中年層版人材センター調査研究事業 **重点**

ア. 生活困窮者に対する就労支援のあり方に関する検討会の開催（新）

2. 生活福祉資金貸付事業

低所得者の経済的な自立を支援するため、資金貸付や償還指導を通じて相談支援を行う。また、経済的に困窮している世帯が抱える生活課題の解決に向け、きめ細かく対応が行えるよう体制の強化を図り、必要な支援へのつなぎ等を行う。

(1) 生活福祉資金貸付事業 **【県社協受託事業】**

- ア. 貸付相談及び償還指導の実施
- イ. 調査委員会の開催

(2) 市町村社協相談支援体制強化推進事業 **【県社協受託事業】**

- ア. 特例貸付借受人への相談支援の実施

3. 日常生活自立支援事業

判断能力が十分でないかたが地域で安心して生活が送れるよう、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等の支援を行う。また、身寄りのない高齢者等への生活支援の課題が顕在化する中で、福祉サービス利用者の権利擁護の支援体制の強化に向けて調査研究を行う。

(1) 日常生活自立支援事業 **【県社協受託事業】**

- ア. 利用相談及びサービス提供の実施
- イ. 生活支援員研修会の開催

(2) 身寄りのない高齢者支援等に関する調査研究事業 **重点**

ア. 身寄りのない高齢者等の権利擁護支援の強化に向けた検討（新）

4. ひきこもり者支援活動

ひきこもり状態にある当事者やその家族がそれぞれの段階やニーズに合わせて必要な支援が受けられるよう、関係者との連携・協働のもと、地域に正しい理解を広めながら居場所や体験・訓練の場づくりなどを進める。

- (1) ひきこもり当事者等の居場所づくり
 - ア. 当事者の居場所活動
 - イ. ひきこもり支援アドバイザー設置事業
 - ウ. ひきこもり者家族教室の開催
- (2) 生活困窮者就労訓練・体験事業
 - ア. 就労訓練・体験の場づくり
 - イ. 就労訓練・体験事業
 - ウ. しごとサポート事業の協働実施
- (3) ひきこもりサポーターの養成・派遣事業
 - ア. ひきこもりサポーター養成講座の開催
 - イ. ひきこもりサポーターの活動支援
- (4) ネットワークづくり事業
 - ア. ひきこもり支援検討会の開催

Ⅲ. 地域包括支援センター 【市受託事業】

- ① 社会福祉協議会が有している「公正性」・「中立性」を担保した適切な事業運営に取り組みます。
- ② 地域住民の生活実態や抱える課題を把握し、その解決に向けて積極的に取り組みます。
- ③ 専門職が配置される利点を生かし、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等と協働します。

1. 介護予防・生活支援サービス事業

在宅で入浴することが難しい高齢者（要支援1・2等）が利用する「入浴通所サービス（総合事業）」に該当するケースのサポートを行う。また、生活支援コーディネーターと連携し、高齢者が地域で生活していくために必要となる生活支援サービスの体制整備を図る。

- (1) 通所付添事業のサポート
- (2) 新しい社会資源の創出に向けたニーズ把握及び必要な社会資源の検討

2. 介護予防事業

すべての高齢者を対象として、身体機能の維持、認知症予防を目的とした各種事業に取り組むとともに、介護予防活動に関する普及啓発を行う。また、介護予防支援ボランティアの養成を行い、いきいき百歳体操の集いや認知症予防教室などの開催を通じ、「地域の高齢者は、元気な高齢者が支える」という自助・共助の意識を高め、介護予防活動への住民の参加を促進する。

さらに、社会貢献や生きがいづくりを自らの介護予防につなげられるよう意識の醸成を図り、介護予防活動への積極的参加を進めていく。

- (1) **いきいき百歳体操の活動支援** **重点**
 - ア. **いきいき百歳体操の集いの継続支援及び新規会場の立ち上げ支援**
 - イ. **10周年記念行事の開催**
- (2) 介護予防支援ボランティア養成事業の実施と展開
 - ア. 介護予防支援ボランティア養成講座の開催
 - イ. ボランティアの連絡会及びフォローアップ研修の開催・活動支援
 - ウ. 介護予防支援ボランティア合同研修の開催
- (3) 認知症予防事業の実施
 - ア. 認知症予防教室の開催
 - イ. 認知症啓発月間の活動（認知症啓発の書籍や情報展示、啓発映画上映）
- (4) 介護予防活動に関する普及啓発
 - ア. 介護予防出前講座の実施
 - イ. 「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」事業に関する調整

3. 包括的支援事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関との連携を図り、介護や福祉、医療等に関する相談の受付や必要な情報やサービスの提供、適切な関係機関への紹介等を行い、包括的・継続的ケアを推進していく。また、市と連携を図りながら、単身高齢者や認知症高齢者等、権利侵害を受けやすい高齢者の実態把握及び虐待の発生防止と早期発見に努めていく。

- (1) 総合相談支援業務
 - ア. 高齢者が抱える多種多様な生活課題に対する相談及び支援・対応
 - イ. 高齢者の実態把握
 - ウ. 地域における支援ネットワークの構築
- (2) 権利擁護事業
 - ア. 赤磐市中核機関における一次相談窓口としての機能強化・職員研修（内部研修）
 - イ. 成年後見制度の利用促進に向けた権利擁護研修会の開催・啓発活動
 - ウ. 高齢者虐待に関する相談受付及び対応
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業
 - ア. 介護支援専門員に対する相談及び支援・対応
 - イ. 介護支援専門員代表者会議の開催
 - ウ. 介護支援専門員連絡会・研修会の開催

4. 認知症総合支援事業

認知症地域支援推進員を中心に認知症サポーター養成講座や認知症カフェ（さんさんカフェ）、認知症当事者の本人ミーティングの開催を通じて認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるような地域づくりの活動を行う。

また、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスが受けられるようケア体制の構築に努め、認知症相談支援体制の整備を進めていく。

- (1) 認知症相談支援体制の整備
 - ア. 認知症カフェ（さんさんカフェ）の開催
 - イ. 本人ミーティングの開催
 - ウ. 認知症地域支援推進員研修への職員派遣
 - エ. 認知症初期集中支援チーム員会議の開催
 - オ. 認知症初期集中支援チーム員研修への職員派遣

(2) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

重点

ア. チームオレンジ活動の推進

5. 地域ケア会議推進事業

地域ケア個別会議での多職種によるケース検討を通じて、地域の介護支援専門員のケアマネジメント支援の充実を図る。

会議で抽出された地域のニーズや課題について、地域支え合いネットワーク推進協議会と協働し、生活支援サービスの体制整備につなげていく。

- (1) 地域ケア個別会議（自立支援型及び困難事例検討会議）の開催
- (2) 新しい社会資源の創出に向けたニーズの把握

6. 任意事業

介護者をサポートするための相談会や介護知識の普及を目的とした教室を開催するなど体制整備に努める。また、認知症サポーターや市民後見人の養成に取り組み、認知症の人や家族が安心して生活できる地域づくりに向けた基盤整備を進めていく。

- (1) 家族介護支援事業
 - ア. 介護者相談会の開催（山陽さんさんカフェの会場にて毎月実施）
- (2) 認知症サポーター等養成事業
 - ア. 認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の開催
 - イ. キャラバン・メイト連絡会の開催及び活動支援
- (3) 成年後見制度利用支援事業
 - ア. 市民後見人養成講座の開催
 - イ. 市民後見人連絡会の開催及び研修会の開催・活動支援

7. 地域包括支援センターの業務を担う専門的人材の育成

地域包括支援センターの更なる機能強化を図るため、専門職の役割及び職責に応じた人材育成に努める。また、効率的な業務体制を整備し、地域住民から信頼される組織を目指す。

- (1) 職員の専門性の向上に向けた各種研修会への派遣
- (2) 各専門職の職能を生かした業務のあり方についての検討

8. 介護予防支援事業

介護保険制度の基本理念である「尊厳の保持」「自立支援」を念頭に、地域で生活する高齢者が要支援・要介護状態になることをできる限り防ぐ。また、要支援状態になっても要介護状態に進行しないよう、状態の改善・維持・悪化の遅延を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすことができるよう事業を実施する。

- (1) 介護予防支援事業所の運営
 - ア. 適切な業務運営の管理
 - イ. プランナーの確保



IV. 介護保険課

- ① 介護保険事業等の実施を通して、在宅で介護を必要とする高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう取り組みます。
- ② 居宅介護支援事業及び通所介護事業の令和8年度末廃止並びに訪問介護事業の縮小に向けて、利用者の他事業所等へのスムーズな移行に取り組みます。
- ③ 指定管理事業として必要な介護事業の実施について、健全経営可能な事業のあり方の検討を行ないます。

1. 介護保険事業

介護保険法の目的に基づき、良質な介護サービスを提供しつつ、事業所の閉鎖及び縮小に向けて関係機関と連携し、利用者の他事業所等へのスムーズな移行に努める。

(1) 居宅介護支援事業

- ア. 特定事業所加算（Ⅲ）の継続取得
- イ. 介護支援専門員の育成
- ウ. あかいわ社協居宅介護支援事業所の閉鎖準備（新）
 - ・利用者の他事業所へのスムーズな移行支援等

(2) 通所介護事業

- ア. 利用状況に応じた適切な人員配置
- イ. 山陽デイサービスセンター及び春の家デイサービスセンターの閉鎖準備（新）
 - ・利用者の他事業所へのスムーズな移行支援等

(3) 訪問介護事業 【市補助対象事業（一部）】 **重点**

- ア. 訪問介護員の確保
 - ・登録ヘルパーの募集
- イ. あかいわ社協ホームヘルプステーションの本体事業所移転準備（新）
 - ・吉井地域以外の利用者の他事業所へのスムーズな移行支援等

2. 障害者総合支援法による居宅サービス提供事業

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、居宅介護（ホームヘルプ）サービスを提供しつつ、事業所の閉鎖及び縮小に向けて関係機関と連携し、利用者の他事業所等へのスムーズな移行に努める。

(1) 居宅介護事業 **重点**

- ア. あかいわ社協ホームヘルプステーションの本体事業所移転準備（新）
 - ・吉井地域以外の利用者の他事業所へのスムーズな移行支援等

(2) 基準該当生活介護事業

ア. 山陽デイサービスセンター及び春の家デイサービスセンターの閉鎖準備（新）

- ・ 利用者の他事業所へのスムーズな移行支援等

3. 市受託事業

屋外での移動に支援が必要な障害のある人の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加の支援の充実を図る。

(1) 地域生活支援事業（移動支援事業）

4. 独自事業

介護保険法等によるサービスを補完し、在宅での生活を継続できるよう、自立支援・介護予防の観点に立って独自のホームヘルプサービスを提供する。

(1) 生活サポートあんど事業（自費ヘルパー事業）…………… **重点**

ア. 生活サポートあんど事業の拡充検討

5. 事業所運営

事業所閉鎖に伴う、財務・人材・物品の管理を適切に行うとともに、専門家等に相談しながら必要な手続き等を適宜行う。

(1) 介護保険等事業部会の開催 …………… **重点**

ア. 介護保険事業等の廃止及び縮小に向けた進捗管理



V. 総務課

- ① 持続的で安定的な組織の基盤・体制強化に取り組み、役職員一丸となった法人運営を展開するとともに、職員の資質向上及び人材育成に努めます。
- ② 各事業の効率や収支バランスを見極め、経営健全化・事業費抑制及び有効活用に取り組みます。
- ③ 社会福祉協議会の必要性や活動の積極的・効果的な情報発信を行います。

1. 組織の基盤・体制強化

「高い公益性と透明性」、「法令遵守」や「地域社会への貢献」を基本視点として持つ社会福祉法人として、組織全体の現状を把握し、組織のガバナンス強化や、適切な法人及び事業運営を行うとともに、地域における公益的な取り組みなどを推進し、役職員一丸となった地域住民の信頼に応える組織運営に努める。また、安定的な事業運営を目指すとともに、複雑化する生活課題に対応していくため、職員の資質向上及び人材育成に取り組む。

(1) 法人の運営

- ア. 正副会長会、理事会、評議員会の開催
- イ. 評議員選任・解任委員会の開催
- ウ. 部会（総務部会、介護保険等事業部会）の開催
- エ. 専門的知見に基づく適切な組織運営
- オ. 決算監査・中間監査の実施
- カ. 第三者委員会の開催
- キ. 財務諸表等の情報開示
 - ・インターネット「福祉・保健・医療総合サイト（WAM NET）」を通じた情報開示
- ク. 社会福祉法人との地域における公益的な取り組み
 - ・赤磐市社会福祉法人連絡会の運営
 - ・各部会（地域づくり推進部会、生活困窮者支援部会）の開催

(2) 組織体制等の基盤強化

- ア. 組織体制・事業運営体制（部署間連携）・経営管理等の強化
 - ・必要に応じた組織機構・職員体制等の検討
- イ. コンプライアンス（法令遵守）の徹底
 - ・コンプライアンス研修の実施
 - ・職場ルールの周知徹底
- ウ. **職員の資質向上及び人材育成** **重点**
 - ・社協人材育成基本方針及び個別研修計画の策定（新）
 - ・職員研修実施要綱の制定（新）
 - ・各種研修への計画的な参加促進
 - ・将来を担う幹部職員やリーダーの人材育成
- エ. 必要とする専門職等の人材確保
 - ・障害者雇用における法定雇用率の維持

(3) 総合的人事管理

- ア. 評価表に基づく人事考課制の運用
- イ. 次世代育成にかかる第4次一般事業主行動計画の推進
- ウ. 安全衛生委員会の開催

- エ. 職員の心身の健康管理、ワークライフバランスの向上
 - ・ストレスチェック及び産業医健康相談の実施、年次有給休暇の取得促進

2. 財政運営の適正化

第4次社協発展・強化計画を骨子に、各事業の効率や収支バランスを見極めながら、事業費抑制及び有効活用を継続的に図り、安定的で持続可能な経営基盤の構築に向けた取り組みを図る。
また、本会としての経営方針や将来像を見据え、第5次地域福祉活動計画と連携し、事業を円滑に推進していく基盤となる財政運営の強化と経営健全化に向けて取り組む。

(1) 社協発展・強化計画の推進

重点

- ア. 安定的で持続可能な経営基盤の構築
- イ. 業務執行の近況及び収支状況の共有化
- ウ. 進捗状況の管理・共有、前年度決算結果に基づく振り返り（PDCA サイクル）

(2) 安定的・効果的な財務運営

- ア. 既存事業の効率化・見直し等による事業費抑制及び有効活用
- イ. 資金運用委員会の開催
 - ・積立資産等の適正な管理及び効率的な運用
- ウ. 公費財源の確保
- エ. 自主財源の確保
 - ・自主財源確保対策会議〔仮称〕設置に向けた検討（新）
 - ・企業の有料広告の推進

3. 広報啓発

社会福祉協議会の必要性や活動・事業の積極的・効果的な情報発信を行う。また、各種広報媒体を活用するとともに、新たな広報媒体の検討を行う。

(1) 広報啓発活動

- ア. 広報紙「福祉のひろば」の発行
 - ・広報紙発行回数の検討、掲載内容の検討・充実
- イ. ホームページ、SNS（Facebook等）による情報発信の活用・検討
- ウ. 公式LINEの導入検討（新）
- エ. マスコットキャラクター（こももちゃん）を活用した広報啓発

4. 指定管理施設の管理・経営

指定管理者として、施設の目的や特性等を踏まえ、利用者の安全性や利便性を確保するとともに、地域福祉を増進する事業の展開や福祉避難所としての機能維持等の役割を果たし、効果的・効率的な管理運営に努める。

(1) 指定管理施設の管理・経営

- ア. 山陽総合福祉センター
- イ. 赤坂福祉サービスセンター春の家
- ウ. 山陽高齢者生きがいセンター

(2) 次期指定管理受託に向けた準備（山陽高齢者生きがいセンター）

5. 山陽老人福祉センター「あかいわほほえみプラザ」の運営 【市補助対象事業】

利用者へのサービスや利用満足度の向上を図りながら、継続した施設の長期的かつ安定的な維持・管理・運営を行う。また、健康教室や介護予防普及啓発事業の実施等を通じ、シニアの方々の健康増進を支援するとともに、生きがい・仲間づくりの場として、施設利用率及び利用者拡大を目指した施設運営に取り組む。

(1) 施設（設備）の長期的で安定的な維持・管理・運営

ア. 施設、設備の維持管理

- ・安全確保のための日常点検の実施
- ・委託業務の履行
- ・緊急時対応（AED 講習会等）
- ・防火訓練・消防訓練の実施

イ. 泉源管理（泉源名：山陽足王乃湯）

- ・施設特有の安全対策（レジオネラ属菌）

ウ. 修繕によるコスト削減及び不具合防止対策

- ・小破修繕の実施

エ. ESP ポンプシステム交換に向けた赤磐市への働きかけ

(2) 施設利用促進に繋がる運営

ア. 足王乃湯「入浴回数券」の販売促進によるイベント実施

イ. 施設リーフレットを活用した PR

ウ. 各部会活動の充実及び推進

- ・新規部会の開拓

エ. 生きがい・健康づくり事業等の実施

- ・「健康教室」「講座」「レクリエーション」「生きがい」事業の充実
- ・地域包括支援センターが実施する介護予防事業の会場提供

オ. 梅収穫祭（大梅・小梅）の実施

